

遠別町における仕事と育児の両立を支援する制度

両立支援制度		利用対象		給与 の 支給	制度の概要等
		男性 職員	女性 職員		
育児休業等	育児休業	○	○	×	(概要) 子を養育するため、一定期間休業をすることを認める制度 (期間) 子が3歳に達するまで
	育児短時間勤務	○	○	×	(概要) 子を養育するため、週38時間45分より短い勤務時間で勤務することを認める制度 (期間) 子が小学校就学の始期に達するまで、勤務時間は週20時間、24時間、25時間の中から職員が選択
	育児時間	○	○	×	(概要) 子を養育するため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことを認める制度 (期間) 子が小学校就学の始期に達するまで、1日2時間以内(30分単位)
休暇制度	産前休暇		○	○	(概要) 6週間(多胎妊娠の場合には14週間)以内に出産予定の女性職員に与えられる休暇 (期間) 産前6週間(多胎妊娠の場合は14週間)から出産の日まで
	産後休暇		○	○	(概要) 出産した女性職員に与えられる休暇 (期間) 出産の翌日から8週間(産後6週間を経過した職員が申し出て、医師が支障がないと認めた場合には勤務可能)
	配偶者出産休暇	○		○	(概要) 妻の出産に伴う入退院の付添い等を行う男性職員に与えられる休暇 (期間) 2日の範囲内
	育児参加のための休暇	○		○	(概要) 妻の産前産後期間中に、当該出産に係る子又は小学校就学前の始期に達するまでの子を養育する男性職員に与えられる休暇 (期間) 5日の範囲内
	保育時間		○	○	(概要) 生後1年未満の子を養育する職員が授乳や託児所等への送迎を行う場合に与えられる休暇 (期間) 子が1歳に達するまで、1日2回それぞれ30分以内
	子の看護休暇	○	○	○	(概要) 小学校就学前の始期に達するまでの子を養育する職員が子を看護する必要がある場合に与えられる休暇 (期間) 年5日(対象となる子が2人以上の場合は10日)の範囲内
	健康診査及び保健指導のための休暇		○	○	(概要) 妊産婦である女性職員が健康診査及び保健指導を受診する場合に与えられる休暇 (期間) 妊産婦である期間

共済組合による制度

- ①子が1歳に達するまでの育児休業期間中「育児休業手当」が支給されます。(標準報酬日額の50%(育児休業期間が180日に達するまでの期間については67%、雇用保険給付相当額が上限))
- ②産前産後休暇及び育児休業中共済掛金が免除されます。